

骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業に係る業務仕様書（案）

1 委託業務名

骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業

2 目的

本事業は、骨粗しょう症検診未実施市町村の事業開始を支援し、県全体の骨粗しょう症検診の受診率向上及び骨折予防対策を推進することを目的とする。

※ 本仕様書における骨粗しょう症検診とは、健康増進法第19条の2に基づき市町村が行う事業であり、対象者は健康増進事業実施要領に規定されている40歳から70歳までの5歳刻みの女性。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 計画・準備

業務の目的・内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画の立案を行うこと。

(2) 骨粗しょう症検診未実施市町村（R5 未実施市町村 25）にアンケートを作成し、調査を実施（アンケート調査内容）

- ①骨粗しょう症検診実施の妨げとなっている要因等の現状把握
- ②本事業に関する意向確認

(3) 支援市町村の決定

(2) のアンケート調査の結果を踏まえ、支援市町村（9 市町村程度）を県と協議の上、決定通知すること。

(4) 支援市町村の課題分析

(3) で決定した支援市町村ごとに、骨粗しょう症検診を実施するにあたっての課題を分析すること。

課題を分析する際は、支援市町村へのヒアリング（支援市町村の希望に沿う形で実施すること。オンラインでの実施も可）の結果を踏まえ、地域特性（日常生活圏域等）も考慮して分析すること。なお、ヒアリングを実施する際は、県の同席を調整すること。

支援市町村との協議結果や課題分析のために作成したデータは随時県に提供し、課題分析のために必要なデータがあれば、市町村に提供するよう求めること。

状況に応じて、課題を分析のため、支援市町村以外にヒアリングを実施することも可能とする。

(5) 提案書の作成

(4) を踏まえ、支援市町村ごとに骨粗しょう症検診の実施に向けた事業計画を検討し、県と協議の上、提案書を作成すること。

なお、委託先における伴走支援は令和8年3月末までとなるが、支援市町村の状況によって骨粗しょう症検診の開始が令和8年度以降になることも想定されるため、複数年計画の提案書（ただし、令和9年3月末まで）となる場合も考えられる。

(6) 事業計画の提案

(5) で作成した提案書をもとに、支援市町村に保健事業の提案を行うこと。原則対面で行うこととし（支援市町村の希望に沿う形で実施すること。オンラインでの実施も可）、委託先において支援市町村と調整の上、日時や場所等を決定すること。その際、県の同席を調整すること。

(7) 事業計画の決定

(6) で提案した内容をもとに、支援市町村における保健事業の実施内容及び委託先の伴走支援の内容（医療機関の開拓や骨粗しょう症検診対象者への通知案の作成等が想定される。）について、支援市町村及び県と協議の上決定するものとする。

(8) 伴走支援

(7) で決定した内容に基づき、伴走支援を行うこと。伴走支援にあたっては、月に1回程度県に進捗状況を報告することとする。

(9) 会議の開催（支援市町村ごとに各1回）

骨粗しょう症検診の実施に向けた取組が効果的・効率的に実施されることを目指し、委託先において、支援市町村及び県と協議の上、関係機関との会議を開催すること。

会議には、支援市町村、県、委託先が必ず出席し、その他の出席者（郡市区医師会等を想定）は支援市町村の状況に合わせて検討すること。

なお、会議の事前準備（資料作成等）や運営等は委託先で行うこと。

(10) その他

令和10年度までに、全市町村で骨粗しょう症検診が実施されることを目指し、選定した支援市町村以外の骨粗しょう症検診未実施市町村に対し、県と協議の上、骨粗しょう症検診実施に向けた働きかけ（情報提供や優良事例の紹介等）と状況の確認を行うこと。

6 実施報告書の作成

事業完了後に、支援市町村の課題分析の結果、支援内容、実施結果（可能であれば事業効果）を記載した実績報告書（様式は任意）を提出すること。提出先は、福岡県保健医療介護部健康増進課とする。

7 その他

(1) 事業計画や事業運営上重要な事項については、事前に県と協議し実施すること。

(2) 本仕様書に想定されていない業務（作業）が生じた場合は速やかに県に報告し、協議の上、対応すること。

事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、県に報告すること。

(3) 委託業務に係る経費は、全て委託先で負担することとし、委託先の負担する経費は全て当該委託料に含まれるものとする。

(4) 委託先は、業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員体制を確保すること。

(5) 委託先は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。

(6) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

(7) 委託先は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性および安全性の確保に努めること。

(8) 原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。